

別表 1

(1) から (7) の事業が、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯で行われる場合には、以下により算定された金額に0.08を乗じて得た額を加算することとする。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

	1 対象施設	2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
地域密着型サービス等整備助成事業	地域密着型特別養護老人ホーム（定員29名以下）及び併設されるショートステイ用居室	4,880千円／整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであつて、県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（門、囲塀、構内の雨水排水設備及び構内通路等の整備に要する費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2. 6%に相当する額を限度額とする。）。	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	介護医療院（定員29名以下）	61,000千円／施設数		
	介護老人保健施設（定員29名以下）	61,000千円／施設数		
	養護老人ホーム（定員29名以下）	2,600千円／整備床数		
	ケアハウス（定員29名以下）※特定施設に限る	4,880千円／整備床数		
	認知症高齢者グループホーム	36,600千円／施設数		
	小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下、この別表中において同じ。）	36,600千円／施設数		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470千円／施設数		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円／施設数		
	認知症対応型デイサービスセンター	13,000千円／施設数		
	介護予防拠点（※1）	9,710千円／施設数		
	地域包括支援センター	1,300千円／施設数		
	生活支援ハウス（山村振興法（昭和40年法律第64号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成2年法律第15号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づくものに限る。以下、この別表中において同じ。）	38,900千円／施設数		
	緊急ショートステイの整備	1,300千円／整備床数		
	施設内保育施設（※2）	13,000千円／施設数		
合築等の介護施設等	上記施設の合築・併設	合築・併設する上記施設それぞれの補助単価×1.05／整備床数又は施設数	9,710千円／施設数	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	認知症対応型デイサービスセンター			

(備考)

- ・土地所有者が施設等運営法人等に対し、有償で貸し付ける目的で整備する場合も対象とすることができるが、施設等の運営が安定的、継続的に行われるよう、市町村において当該運営法人等の選定が十分に行われており、かつ、当該運営法人等が次に掲げる要件を満たしていることが条件になること。
 - 貸与を受ける建物について、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
 - 安定的に賃借料（地域の水準に照らして適正な額以下であること。）を支払うことができる財源が確保されていること。
 - 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、当該運営法人等が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。
- ・新設のほか、既存施設を改修、改築して新たに事業を始める場合や、既存施設を増築して床数を増やす場合も対象とすることができる。
- ・補助単位が施設数である対象施設を開設後において増床する場合は、当該施設の新規開設時における補助金交付の有無にかかわらず交付対象とすることができます。ただし、補助単価については上限額とし、事業ごとに合理的な方法により算出した額を交付するものとする。
- ・令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、対象としないこと。

なお、災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

(a) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域

(b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域

(c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域

※1：要介護状態等（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 2 条第 1 項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、当該拠点は介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する事業を実施するために活用されることである。以下、この別表中において同じ。

※2：主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならないが、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用を認める。また、設置場所については、施設ごとに勘案すべき事情は異なることから、必ずしも施設内の設置に限定されるものではないこと。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

	1 対象施設	2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
広 域 型 施 設	特別養護老人ホーム（定員30名以上）	1,230千円／定員数	アと同じ。	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	介護医療院（定員30名以上）			
	介護老人保健施設（定員30名以上）			
	養護老人ホーム（定員30名以上）			
	軽費老人ホーム（定員30名以上）			

（備考）

- 都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護医療院、介護老人保健施設、ケアハウス（特定施設に限る。）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム（老人福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 29 条第 1 項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。（4）アの介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備事業及び（6）の事業を除き、以下同じ。）のうちいづれかの施設等であり、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を 1 施設創設（1 施設創設につき、対象施設 1 施設の大規模修繕・耐震化整備を対象事業とする。）することを助成の条件とする。
- 創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されないもの。
- 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画と市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る概ね令和 5 年度末までの期間内における整備計画を定める必要があるもの。
- 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和 5 年度までに着工する必要があるもの。
- 大規模修繕とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、以下に掲げる整備内容をいう。
 - 「施設の一部改修」—一定年数（概ね 10 年。以下同じ。）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
 - 「施設の付帯設備の改造」—一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
 - 「施設の冷暖房設備の設置等」—気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
 - 「避難経路等の整備」—居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事

- ⑤「環境上の条件等により必要となった施設の一部改修」－活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等、アスベス
トの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
 - ⑥「消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修」－消防法設備等（スプリンクラー設備
等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
 - ⑦「消融雪設備整備」－豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の
安全確保上、必要な消融雪設備の整備
 - ⑧「土砂災害等に備えた施設の一部改修等」－都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策
上、必要な補強改修工事や設備の整備等
 - ⑨「施設の改修整備」－施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るため
の改修工事
 - ⑩「その他施設における大規模な修繕等」－特に必要と認められる上記に準ずる工事
- ・耐震化とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事をいうもの。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

	1 対象施設	2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
定員二十名以上の広域型施設等	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円／定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設等から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。（※4）	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	介護医療院			
	介護老人保健施設			
	ケアハウス ※特定施設に限る			
	養護老人ホーム			
	介護付きホーム			
	訪問看護ステーション (大規模化※3やサテライト型事業所の設置)	4,580千円／施設数		
定員十九名以下の地域密着型施設等	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円／定員数 (小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。)	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設等から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。（※4）	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	介護医療院			
	介護老人保健施設			
	ケアハウス ※特定施設に限る			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	介護付きホーム			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300千円／施設数		
介護療養型医療施設の介護医療院等への転換準備にかかる 施設開設準備費	養護老人ホーム	458千円／定員数		
	施設内保育施設	4,580千円／施設数		
	・介護医療院（介護療養型老人保健施設からの転換を含む） ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅	239千円／定員数（転換前床数） (※5)		

(備考)

- ・次に掲げる条件を全て満たす場合に限り、災害により被災した対象施設の再開設時（災害からの復旧時）についても助成の対象とする。
この場合、当該対象施設が新規開設時に当該事業による助成を受けているか否かは問わない。

①激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。

②暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止等し、その後施設を再び開設していること。

③施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備灾害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能。）。

※ 3：訪問看護ステーションの大規模化については、緊急訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大等を目的として看護職員を増加させる場合に対象とする。詳細については、別に定める。

※ 4：開設前の 6 ヶ月間に係る経費に限る（看護・介護職員等の雇い上げ経費は、最大 6 ヶ月間）。なお、補助金額について、補助単価に定員数又は転換前床数を乗じて算出する対象施設にあっては、新設又は増床によって増加する定員分若しくは転換前床数を対象とする。

※ 5：転換準備のために生ずる業務（住民説明会等）や施設基準上必要な措置に係る経費（プライバシー保護のために設置する間仕切り用備品購入等）を対象とする（改修等を伴わずに転換する場合も対象となること。）。老朽化による介護機器等の買替えや環境改善を目的とする備品購入は対象としないので注意すること。

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入支援事業

	1 対象施設	2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
定員三十名以上の広域施設等	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458千円／定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICT の導入に必要な経費（令和 2 年 4 月 14 日老高発 0414 第 1 号・老振発 0414 第 1 号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙 1・別紙 2 を準用する。）。	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	介護医療院			
	介護老人保健施設			
	ケアハウス ※特定施設に限る			
	養護老人ホーム			
	介護付きホーム			
定員十九名以下の地域密着型施設等	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458千円／定員数 (小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 養護老人ホーム 施設内保育施設	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	介護医療院			
	介護老人保健施設			
	ケアハウス ※特定施設に限る			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	介護付きホーム			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		7,630千円／施設数	
	養護老人ホーム		229千円／定員数	
	施設内保育施設		2,290千円／施設数	

（備考）

- 1 に掲げる対象施設が、本事業の実施と同一年度に、長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱（平成 27 年 7 月 10 日 27 地福第 319 号、27 介第 210 号）の別表中「介護ロボット・ICT 導入支援事業」を実施することは認められないもの。
- 介護ロボット・ICT 以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大 6 ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならないもの。
- 本事業の実施にあたっては介護ロボット・ICT の導入計画の策定及び実施（導入）後の導入効果の報告が必要となるもの。なお、当該導入計画の

策定及び導入効果の報告に係る取扱いについては、令和2年4月14日老高発0414 第1号・老振発0414 第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2の規定を準用する。

ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業

1 対象施設	2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
介護予防拠点	109千円／1箇所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。	市町村 (県補助事業) (市町村補助事業)

(備考)

- ・本事業については、介護予防拠点の開設時等の実施に限らないが、1箇所につき1回限りの助成とする。
- ・購入した備品を介護予防、健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する（例えば、歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る。）等の事業の実施は必要とする。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

	1 対象施設	2 補助基準	3 補助率	4 対象経費	5 補助事業者
本体施設	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められない地域においては、固定資産評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、当該用地ごとに合理的な方法により算定した額）の2分の1	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの。）	市町村 民間事業者 (県補助事業)	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	介護医療院				
	介護老人保健施設				
	ケアハウス ※特定施設に限る				
	養護老人ホーム				
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				
	介護医療院				
	介護老人保健施設				
	ケアハウス ※特定施設に限る				
	認知症高齢者グループホーム				
合築・併設施設	小規模多機能型居宅介護事業所				
	看護小規模多機能型居宅介護事業所				
	養護老人ホーム				
	施設内保育施設				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				
	認知症対応型デイサービスセンター				
合築・併設施設	介護予防拠点				
	地域包括支援センター				
	生活支援ハウス				
	緊急ショートステイ				

(備考)

- 施設整備地域の事情等により、普通借地権設定のための一時金についても本事業の対象とすることができるが、整備される施設等の経営が安定的かつ継続的に行われるよう、施設等整備法人等が以下に掲げる要件を満たしていることが条件になること。
 - 普通借地権の対象となった土地について、事業の存続に必要な期間（当該土地で整備する施設の財産処分制限期間以上であることが必要。）の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
 - 安定的に賃借料（地域の水準に照らして適正な額以下であること。）を支払うことができる財源が確保されていること。
 - 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等整備法人等が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。
- 土地所有者と施設等整備法人等が利益相反関係にあると認められる場合（土地所有者が社会福祉法人の理事やその親族である（あった）場合など）は対象としない。

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 対象施設 (※6)		2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
既存施設のユニット化改修	定員三十名以上の広域施設	ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護医療院 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム	個室 1,300千円／整備床数 多床室 2,600千円／整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであつて、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の整備に要する費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷費本費及び設計監督料をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。
	定員十九名以下の小規模施設			市町村 民間事業者 (県補助事業) 市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修(※7)		800千円／整備床数		市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備	・介護医療院(介護療養型老人保健施設からの転換を含む) ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・有料老人ホーム(※8) ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅	創設(※9) 2,440千円／転換前床数 改築(※10) 3,020千円／転換前床数 改修(※11) 1,220千円／転換前床数	ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 (※12)	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)

(備考)

※6：対象施設については、いずれも定員規模は問わないものとする。

※7：家具やカーテンによる仕切りは認められない。天井から隙間が空いていることは認めるものとする。1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

※8：居室は個室であつて、入居者1人当たりの床面積が13m²以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。

※9：既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。

※10：既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。

※11：既存の介護療養型医療施設を介護医療院等の転換先施設の基準に適合させるための工事を伴うものであり、かつ本体の躯体工事に及ばない

屋内改修（壁撤去等）であること。

※12：転換先の介護医療院等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり 6.4 m^2 を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院等に転換する場合は、令和5年度末までの間に行う1床当たり 8.0 m^2 を満たすための改修等については本事業の対象とする。なお、この場合は「(2)ア介護施設等の施設開設準備経費支援事業」の対象としないので注意すること。

イ 介護施設等における看取り環境等整備推進事業

	1 対象施設 (※13)	2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
介護施設等の看取り環境の整備	特別養護老人ホーム	3,820千円／施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費についてもアと同じ。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	介護医療院			
	介護老人保健施設			
	養護老人ホーム			
	軽費老人ホーム			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	介護付きホーム			
共生型サービス事業所の整備	通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）	1,130千円／事業所数		
	短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			

（備考）

※13：対象施設については、いずれも定員規模は問わないものとする。

- ・看取り環境の整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保すること。
- ・看取り環境の整備を行った個室に関しては看取りに利用することを原則とするものの、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

(5) 民有地マッチング事業

1 対象事業	2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援 (※14)	6,110千円／市町村	民有地マッチング事業を実施するため に必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等	
整備候補地等の確保支援 (※15)	5,000千円／市町村		市町村 (県補助事業)
地域連携コーディネーターの配置支援 (※16)	4,890千円／配置箇所数		

(備考)

- ・本事業については、市町村が認めた者へ委託等を行うことができるものとする。

※14: 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援にあたっては、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地での介護施設等の整備を希望する法人等の公募・選定等を行うこと。その他留意事項は以下のとおり。

○介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適当な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

○選定された土地等において、介護施設等の整備を希望する法人等を公募等により募集し、事業実施に当たって適當な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

○土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募等に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。

○選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介すること。

○本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進することを目的として、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体的な契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

※15: 介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行い、整備候補地等の確保に取り組むこと。その他留意事項は以下のとおり。

○介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起しを行うため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。

○介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。

○地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し、適切な整備候補地等を把握した上で、個別に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会、施設見学会を活用するなど、効率的な事業実施に努めること。

○土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。

○介護施設等の用に供することが決定した際には、マッチング支援事業の活用等により、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。

※16: 介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等の整備後における施設利用希望者の当該施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の整備、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は介護施設等に配置すること。その他留意事項は以下のとおり。

○本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。

○コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など市町村等と連携を図ること。

○他の補助金により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象としない。

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 対象施設 (※17)	2 対象事業	3 補助単価／単位	4 対象経費	5 補助事業者
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所 ・短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス なお、介護療養型医療施設、サービス付き高齢者向け住宅及び短期入所療養介護事業所については、介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援の対象とはしない。	介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援 (※18)	4,710千円／台数 (1施設につき5台を上限とし、知事が必要と認めた台数を限度とする。)	簡易陰圧装置を設置する、感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備する又は介護施設等における多床室を個室化するために必要な備品購入費（多床室の個室化整備の場合は対象しない。）、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援 (※19)	1,090千円／箇所		
	従来型個室・多床室のゾーニング経費支援 (※20)	6,540千円／箇所		
	2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援 (※21)	3,820千円／施設		
	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援 (※22)	1,070千円／定員 (個室化される定員数を上限とする。)		

(備考)

※17：対象施設については、いずれも定員規模は問わないものとする。

※18：介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする。

※19：各ユニットの共同生活室に入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。

※20：従来型個室・多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。

※21：介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。

※22：介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修事業を対象とする。なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。

(7) 介護職員の宿舎施設整備事業

1 対象施設 (※23)	2 補助基準	3 補助率	4 対象経費	5 補助事業者
特別養護老人ホーム			特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであつて、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。	
介護医療院				
介護老人保健施設				
ケアハウス※特定施設に限る	介護職員 1 定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33m ² ※上記の面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1 / 3		
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
介護付きホーム				

(備考)

※23：対象施設については、いずれも定員規模は問わないものとする。

- ・地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わないものとする。ただし、補助対象となるのは、1に掲げる対象施設（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までとする（補助基準は2のとおり）。
- ・家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- ・整備する場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣に限定されないもの。
- ・入居者については、1に掲げる対象施設に勤務する職員でなければならない。ただし、当該職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員等の家族等や1に掲げる対象施設以外の介護保険、老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えないもの。
- ・土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人の選定が、事業実施を行う者として適当であることの確認がなされた上で行われていることが前提となるもの。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とするもの。
- ・整備とは、以下に掲げる整備内容をいう。

「創設」－新たに宿舎を整備すること。※1 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合にお

いて、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。※2 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。

「増築」－既存の宿舎の現在定員の増員を図るために整備をすること。

「改築」－既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること（一部改築を含む。）。※1 取扱い費用も対象とすことができる。※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。（※1及び※2については、「増改築」についても同じ。）

「増改築」－既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るために整備をすること（一部増改築を含む。）。

「改修」－既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。